

令和6年 第11回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年11月26日(火) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（7件）

高農議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと（1）
高農議第34号 非農地証明願出のこと（1）
報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと（1）
報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと（1）
報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと（3）

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（2名）

事務局 主 幹	鵜鷹 一成
〃 事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課 副主幹	尾塩 昌昭
-----------	-------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第11回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第33号～高農議第34号の2件、報告第37号～報告第39号の5件、併せて7件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。（時候の挨拶）それでは第11回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番 松本眞実子委員、及び12番 芦谷委員よりお願いいたします。それでは、議案書に基づき進めてまいります。
- 高農議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のことを議題」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 **高農議第33号は、農地法第5条第1項の許可申請について**でございます。（高農議第33号1番を読み上げる）別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 **10月2日に水利組合と申請者とともに現地の立ち合いをしました。水路に支障がないように、草刈りも年に3～4回行うように指導しました。東側の住民も同意しているとのこと。5～6年前までは水稻をしていましたが、耕作ができなくなり、今回の転用申請に至りました。周囲に迷惑はかけないということで、農会・水利は同意しました。**
- 番 地域住民への説明はしていますか。
- 番 隣接の住民には説明し、了承を得ていますが、地域住民への説明はしていません。周囲に民家はありません。
- 番 太陽光発電の撤去費用や売電先を把握しておく必要があると思います。
- 事務局 電気の売買契約書は添付されていますが、撤去費用についての記載はありません。
- 番 今後はもらう必要があると思います。
- 議 長 太陽光設備を設置するについては、農業委員会の管轄ではなく、環境政策課での扱いになります。
- 番 他の市町では、撤去費用についての書面も提出を求めているケースが多いです。売電先について義務化はありませんか。
- 事務局 農地法で必要なのか、確認します。
- 番 倒産されて放置されるケースも増えているので、そのあたりについても今後は考えていく必要があると思います。
- 議 長 他に、ご意見ございませんか。
- 番 申請地の東側に設置されている太陽光と同じ業者ですか。

■番
■番
■番
事務局
■番

事務局
議 長
各委員
議 長

事務局

議 長
■番

議 長
■番

■番
事務局
■番
事務局

■番

事務局
■番
事務局
■番

事務局

■番

同じです。

同じであれば、現在も草刈りをしているので問題ないと思います。

太陽光パネル設置後、草刈りをしていないところがあります。

農地パトロールで確認したところは、指導をして草刈り済みです。

北浜地区では、草刈りをせず放置しています。隣接農地が困っていれば草刈りを指導するが、それ以上のことは言えない。

申請者には、草刈りの指導をします。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議の声がありませんので高農議第33号は承認されました。

続きまして、高農議第34号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

高農議第34号は、非農地証明願出のことでございます。

（高農議第34号1番を読み上げる）

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

11月21日に現地を確認しました。平成元年に建物が建てられており、今から農地に戻すのは難しいと判断し、小委員会では承認しました。

地元で補足説明があればお願いいたします。

以前、同じように建物が建っていた状態での非農地証明の申請は不許可となりましたが、何を基準に非農地と判断するのかの決まりを決めておきたいです。

倉庫も届出は提出されていないのですか。

倉庫部分の許可は出ています。入口部分の転用がされていない状態です。

非農地証明の場合、始末書の添付は不要ですか。

不要です。

倉庫部分は転用の許可は下りていますが、前面道路と倉庫の間である入口部分の土間コンクリートの申請が出ていなかったことが、最近になり発覚したという事です。

今は同じようなことはできないですか。非農地の申請があるとしても、昔気が付かずに転用してしまった場合だけですか。

そうです。

20年以上、非農地の状態となっていれば承認できるということですか。

そうです。

土を盛ったら農地に戻せるというところは不許可、コンクリートになっているところは、許可と判断してしまうと、コンクリートを張っていれば承認されると思われると困るし、それは理由にはならないのではないですか。

あくまでも、農業委員会での判断なので、以前は農地に戻せるという判断だったということですよね。人力または農業用機械では、耕起・整地ができない土地とあるので、今回は人力では整地ができないという条件に当てはまると思います。

総会で農業委員の多数決で決まる話ですが、それであれば今回もコンクリートを取れば、農地に戻せるのではないですか。

事務局

■番

議 長

各委員

議 長

事務局

議 長

各委員

議 長

事務局

議 長

各委員

議 長

事務局

議 長

各委員

■番

事務局

議 長

各委員

議 長

非現実的かとは思いますが、それも含めて農業委員会の判断になります。

20年経過したというだけでなく、どんな状態で20年以上非農地の状態であれば承認できるのかといった判断基準を明確にもっておいた方がいいと思います。

来月、明確にしたものを決めたいと思います。

この件について採択いたします。賛成の方は挙手願います。

(賛成9人、反対5人)

高農議第34号は承認されました。

続きまして報告第37号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第37号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、1件ございます。

(報告第37号を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

続きまして報告第38号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第38号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、1件ございます。

(報告第38号を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

続きまして報告第39号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、3件ございます。

(報告第39号、1～3番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

非農地証明ですが、農会長の同意が無くても、申請は出てくるのでしょうか。疎明書があれば出てきます。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

なし

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時40分

議事録署名委員

松本 眞実子 委員

芦谷 博務 委員